

## ○津山市スマートエネルギー導入補助金交付要綱

平成30年6月26日

津山市告示第64号

改正 平成31年3月31日告示第257号

令和2年3月31日告示第272号

令和4年6月29日告示第84号

令和5年3月31日告示第280号

令和6年3月31日告示第253号

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱（平成24年津山市告示第37号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、環境に関する市民の意識の向上を図り、もって地球温暖化対策の推進及び地域経済の活性化に寄与するため、エネルギー利用の最適化及び効率化に資する機器を導入する者に対し、予算の範囲内で津山市スマートエネルギー導入補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象機器）

第2条 補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、別表第1の補助対象機器の欄に掲げる機器であって、それぞれ同表の要件の欄に定める要件に該当するものとする。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、別表第2の補助対象者の欄に掲げる者であって、それぞれ同表の要件の欄に定める要件に該当するものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表第3に定めるところによる。ただし、補助金の額に1、000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第4の補助対象機器の欄の区分に応じそれぞれ個別必要書類の欄及び共通必要書類の欄に掲げる書類を添えて、市長が別に定める様式による補助金交付申請書（兼報告書）を当該年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付すべき額を確定し、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（決定の取消し）

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限等)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の対象となった補助対象機器を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）を経過した固定資産を処分する場合については、この限りでない。

2 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内においては、補助金の交付の対象となった補助対象機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

3 第1項の規定による承認を受けた者は、既に交付された当該補助金の全部又は一部を返還するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(暴力団員の排除)

第11条 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等と認められる者は、補助金の交付を申請することができない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

(失効等)

- 2 この告示は、令和8年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。

付 則（平成31年3月31日告示第257号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(津山市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱の廃止)

- 2 津山市超小型電気自動車購入費補助金交付要綱（平成28年津山市告示第43号）は、廃止する。

付 則（令和2年3月31日告示第272号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年6月29日告示第84号）

(施行期日等)

1 この告示は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

(要件に関する特例)

2 令和4年度における別表第1の規定の適用については、同表中「100日以内であること」とあるのは、「100日以内であること（令和4年1月1日から3月31日までに車両登録を完了又は標識交付証明書の交付を受けた車両については、車両登録又は標識交付証明書の交付を受けてから190日以内であること。））」とする。

付 則（令和5年3月31日告示第280号）

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

付 則（令和6年3月31日告示第253号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

| 補助対象機器                       | 要件  |
|------------------------------|---|
| 家庭用ヒートポンプ給湯器(以下「エコキュート」という。) | ア JISC9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。<br>イ 保証書の日付（設置日）が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。<br>ウ 未使用のものであること。<br>エ エコキュート以外の給湯機器（ガス給湯器、石油給湯器、電気温水器等。以下「ガス給湯器等」という。）からの交換であること（ガス給湯器等から初めてエコキュートに交換した場合に限る。）。   |
| 太陽光発電システム                    | ア 太陽光発電システムを構築する太陽光モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（以下「システム出力値」という。）が、10キロワット未満であること。<br>イ 発電した電気がシステムを設置した住宅の敷地内において30%以上消費されていること。（余剰売電の場合は、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と余剰電力の需給契約が締結されていること。）<br>ウ 電力受給開始日（余剰売電の場合）又は保証書の日付（自家消費の場合）又は機器が設置された建売住宅の引渡日が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。<br>エ 未使用のものであること。<br>オ 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。<br>カ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。<br>キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接 |

|                      |  |
|----------------------|--|
|                      | <p>続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>ク 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（i）をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>（a）地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>（b）関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>（c）防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>（d）一の場合において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>（e）電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>（f）設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>（g）接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>（h）防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>（i）交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> |
| <p>定置用リチウムイオン蓄電池</p> | <p>ア 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業において補助対象としている機器であること。</p> <p>イ 保証書の日付（設置日）又は設置された建売住宅の引渡日が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。</p> <p>ウ 未使用のものであること。</p>   |
| <p>窓断熱</p>           | <p>ア 公益財団法人北海道環境財団が既存住宅における断熱リフォーム支援事業において補助対象としている製品であって、既築住宅への導入であること。</p> <p>イ ガラス交換（既存窓を利用してガラスのみを交換するもの）、内窓設置（既存窓の内側に新たに窓を設置するもの又は既存の内窓を取り除き新たな内窓に交換するもの）、外窓交換（既存の窓を取り除き新たな窓に交換するもの）のいずれかに該当すること。なお、ガラス交換及び外</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>窓交換は、複層ガラス又は三層ガラス製品への交換とする。</p> <p>ウ 出荷証明書又は施工証明書に記載の納入日が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。</p> <p>エ 未使用のものであること。</p>  |
| V2H充放電設備            | <p>ア 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という。）がクリーンエネルギー自動車導入事業（以下「CEV補助金」という。）において補助対象としているV2H充放電設備であること。</p> <p>イ 保証書の日付（設置日）又は設置された建売住宅の引渡日が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。</p> <p>ウ 未使用のものであること。</p> |
| 電気軽自動車（以下「軽EV」という。） | <p>ア NeVがCEV補助金において補助対象としている軽EVであること。</p> <p>イ 車両登録日（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に規定する新規検査を受けた日）が申請日の属する年度の前年度の2月1日以降であること。</p> <p>ウ 未登録車であること。</p>  |

別表第2（第3条関係）

| 補助対象者               | 要件  |
|---------------------|---|
| エコキュートを導入する者        | <p>ア 市（区）町村民税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されているものを含む。以下同じ。）に居住する者であって、当該住宅に補助対象機器を設置したもの（住宅の所有者に申請者以外の所有者がある場合は、補助対象機器の設置について当該所有者全員の承諾を受けている者に限る。以下同じ。）であること。</p> <p>ウ 市内業者（市内に本店、支店、営業所等を有する法人及び個人事業者をいう。以下同じ。）と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。ただし、申請者本人が補助対象機器を設置した場合は、この限りでない。</p> |
| 窓断熱及びV2H充放電設備を導入する者 | <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住する者であって、当該住宅に補助対象機器を設置したもの又は補助対象機器が設置された建売住宅を購入したものであること。</p> <p>ウ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。ただし、申請者本人が補助対象機器を設置した場合は、この限りでない。</p>  |
| 太陽光発電システムを導入する者     | <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存す</p>   |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <p>る住宅に居住する者であって、当該住宅に補助対象機器を設置したもの又は補助対象機器が設置された建売住宅を購入したものであること。</p> <p>ウ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。ただし、申請者本人が補助対象機器を設置した場合は、この限りでない。</p>   |
| <p>定置用リチウムイオン蓄電池を導入する者</p> | <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有し、かつ市内に存する住宅に居住する者であって、当該住宅に補助対象機器を設置したもの又は補助対象機器が設置された建売住宅を購入したものであること。</p> <p>ウ 市内業者と補助対象機器の設置工事等に係る契約を締結し、又は市内業者の施工により補助対象機器を設置した者であること。ただし、申請者本人が補助対象機器を設置した場合は、この限りでない。</p> |
| <p>軽EVを導入する者</p>           | <p>ア 市税等を滞納していないこと。</p> <p>イ 補助金を受けようとする年度において、市内に住所を有する者であること。</p> <p>ウ 補助対象機器を自ら使用する目的で購入し、所有者又は使用者として記載されている者であること。</p> <p>エ 市内業者との契約により補助対象機器を購入した者であること。</p>  |

別表第3（第4条関係）

| 補助対象機器        | 補助対象経費  | 補助金の額  |
|---------------|---|--|
| エコキュート        | 補助対象機器の本体及び付属機器の購入費並びに設置工事費の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）。                                      | 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、40,000円を上限とする。   |
| 太陽光発電システム     | ただし、国等から類似の補助金の交付を受ける場合にあつては、当該補助金の額を控除して得た額とする。<br>また、同種の補助対象機器に係る補助金の交付は、1住宅につき1回とする。 | システム出力値（キロワットを単位とし、小数点以下第2位まで算定する。この場合において、小数点以下第2位未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）に20,000円を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。 |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | る。なお、太陽光発電システムについては、国及び国から委託を受けた団体  | 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。  |
| 窓断熱           | による補助を受け、設置するものではないこと。  | 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。   |
| V2H充放電設備      |   | 補助対象経費に5分の1を乗じて得た額とし、80,000円を上限とする。  |
| 軽EV           | 補助対象機器本体の購入費（消費税及び地方消費税の額を除く。）。ただし、国等から類似の補助金の交付を受けている場合にあつては、当該補助金の額を控除して得た額とする。       | 補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とし、100,000円を上限とする。  |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | また、同種の補助対象機器に係る補助金の交付は、同一の補助対象者に対して1回とする。 |  |
|--|---|--|

別表第4（第5条関係）

| 補助対象機器        | 個別必要書類   | 共通必要書類   |
|---------------|--|--|
| エコキュート        | ア 保証書の写し又は工事施工証明書<br>イ 補助対象機器の設置状況及び住宅全体が確認できるカラー写真<br>ウ 補助対象機器の型式名、品名番号及び製造番号が確認できるカラー写真<br>エ 従前使用していた給湯機器の設置状況が確認できるカラー写真<br>オ 従前使用していた給湯機器の型式名、品名番号及び製造番号が確認できるカラー写真<br>カ 補助対象機器の仕様書の写し | ア 補助対象経費の内訳が確認できる書類<br>イ 市税等の滞納がないことを証する書類（発行後3箇月以内のもの）<br>ウ 申請者の住民票の写し（導入日（太陽光発電システムにあつては電力受給開始日（余剰売電の場合）又は保証書の日付（自家消費の場合）、窓断熱にあつては出荷証明書の日付、軽EVにあつては初年度登録日、その他のものにあつては保証書の発行された日付）以後に発行したもの）。ただし、実績報告書兼申請書の同意欄に同意した場合は提出を省略できる。<br>エ 国等から類似の補助金の交付を受ける場合は、国等から交付を受けた補助金の額が確認できる書類<br>オ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書<br>カ 申請者と補助対象機器の設置工事・販売等に係る契約を締結した業者又は施工業者が市内業者であることを証する書類（領収書等）<br>キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |
| 太陽光発電システム     | ア 太陽電池モジュールの出力対比表の写し<br>イ 電力会社との電力受給契約書の写し又は当該契約の内容を証する書類（余剰売電の場合に限る。）又は保証書の写し（自家消費のみの場合に限る。）<br>ウ 補助対象機器の設置状況及び住宅全体のカラー写真<br>エ 太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真                                  |  |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | ア 保証書の写し又は工事施工証明書<br>イ 補助対象機器の設置状況及び住宅全体が確認できるカラー写真<br>ウ 補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真   |  |
| 窓断熱           | ア 出荷証明書（公益財団法人北海道環境財団に登録されている製品型番の記載があるものであつて、製造業者が発行したもの）又は工事施工証  |  |

|          |   |
|----------|---|
|          | <p>明書</p> <p>イ 補助対象機器の設置状況を示す配置図</p> <p>ウ 補助対象機器の設置前及び設置後の状況及び住宅全体が確認できるカラー写真</p>                   |
| V2H充放電設備 | <p>ア 保証書の写し又は工事施工証明書</p> <p>イ 補助対象機器の設置状況及び住宅全体が確認できるカラー写真</p> <p>ウ 補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できるカラー写真</p> |
| 軽EV      | <p>ア 自動車検査証の写し</p> <p>イ 割賦販売契約書の写し（割賦契約の場合に限る。）</p> <p>ウ 代金を支払ったことが確認できる書類（領収書等）</p>                |